

## ○判定基準

「既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある」とされ、更に「必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない」と措置を講じる際の考え方が述べられ、参考事項として、漏水等の破損劣化状況事項が列挙されている。

この判定基準をより明確化の上、全国統一感をもって運用すべきだと考える。

### ・運用の統一化

行政機関の連携、法定協議会の連携、法定検査機関の連携、業界団体の連携、そして各分野にとどまらない総合的な連携を深め、判断基準データを共有・統一化すると共に、運用体制を支える連携協力を図る必要がある。

判定案件の増加に対しても、役割分担の明確化が必要要件となる。

### ・判断基準の明確化

形状的破損、劣化、変形等、判断基準要素の統一明確化が必要である。

※例 漏水 隔壁の脱落 散水樋の破損 等 現状も参考事例としては挙げられているが、運用上、より明確な採用基準要素の追加が望まれる。

特に漏水については、周辺環境への悪影響が懸念されるため、厳格な対応が不可欠である。

# 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

## ○判定過程

### ・特定単独処理浄化槽の把握

特定既存単独処理浄化槽の把握には、法定検査が最も重要であると指針にも記されており、法定検査の不適正結果をもって、判定の検討に入ることが重要である。その為にも、検査結果報告書への特定既存単独浄化槽判定可能性の記述を行うことも、不適正な既存単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効であると考え。ただし、法定検査機関の統一した判断基準と共に、自治体との強固な連携強化が求められる。また、その重要ファクターである法定検査の受検率を向上することが必要であり、その基盤となる浄化槽台帳整備が必要不可欠となる。

### ・判定における懸案事項

浄化槽台帳未記載であり、法定検査未受検単独浄化槽において、特定既存単独処理浄化槽への措置手続き対象になり得るとの、不適性事項の指摘が保守点検業者から行われた場合、浄化槽管理者により保守点検契約解除等の申出がなされることも否定できず、最も改善が必要な案件において、特定既存単独処理浄化槽措置への妨げになる可能性が考えられる。

浄化槽台帳未記載、法定検査未受検であり、更に特定事業場排水規制適用要件に満たない事業所単独浄化槽においても、前述と同様の可能性が考えられる。この状況を回避する上では、適用要件の改正等の措置を講じることも有効と考える。

# 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

## ・判定に係る情報提供

法定検査の受検促進においては、台帳整備による、自治体、法定検査機関、保守点検業界、清掃業界の情報共有を推進する必要があり、特に広域事業展開業態である保守点検業界の連携においては、各自治体との、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルール整備も検討される必要がある。

情報提供にあたり、保守点検業者は個人情報利用目的や提供先の同意を得ていないことが懸念され、情報提供の円滑な推進を図る上で、の弊害にならぬような、個人情報の取扱いに係る法整備が望まれる。

## ○判定後 改善過程

判定後の具体的な改善手法、フローを明確化することで改善の実効性を高め、特定既存単独浄化槽指定状態での長期間にわたる放置を是正することが重要である。

その為にも、保守点検業界としての改善手法、フローの提示を、浄化槽管理者に対し積極的に行える環境整備が重要であるが、保守点検事業者による差異が懸念される。

保守点検事業者の差異に係わらず、判定後の改善進捗状況の自治体への報告手法並びにルールの確立が必要である。

改善が目的であることを勘案すると、改善への助成制度の拡充を検討する必要もあり、助成にあたっては、法定検査の受検状況、保守点検実施状況、清掃実施状況等の、浄化槽管理者による取組姿勢を判断材料とすることも一つの方策であると考えられる。

## ○維持管理の向上

法定検査の実施率向上により、保守点検契約未締結、清掃未実施への指導改善を図る。その為にも、法定検査未受検浄化槽管理者に対する、受検促進活動が必要である。

法定検査の受検、保守点検の実施、清掃の実施に係る広報活動の充実を図ると共に、その基盤となる浄化槽台帳整備を、データ基準を設ける等、将来的な運用が円滑に展開できるような形態で整備されることが必要である。

法定協議会において、浄化槽行政の方向性の統一化を図ると共に、自治体と浄化槽業界との連携を図り、適正な浄化槽維持管理指針を作成共有し、迅速かつ効果的な浄化槽維持管理の向上を目指す。

法定検査未受検、保守点検契約未締結、清掃未実施においては、浄化槽管理者の経済的理由による部分も無視できない。高齢者世帯等に対する法定検査費・保守点検費・清掃費の助成も有効な施策と考える。

## ○自治体への情報提供における懸念

保守点検業者の浄化槽維持管理情報データの形態は、事業者によって様々な仕様となり、今後の台帳整備の運用においては、データフォーマットの統一化等が必要である。

保守点検業者が、自治体から浄化槽管理情報データの報告を求められることは、浄化槽法によって定められるところであるが、保守点検業者は、情報提供にあたり、個人情報の利用目的や提供先の同意を得ていないことが懸念され、情報提供の円滑な推進を図る上での弊害にならぬような、個人情報の取扱いに係る法整備が望まれる。

# 維持管理向上のための浄化槽台帳整備や浄化槽管理情報の電子化について

## ○保守点検業界の維持管理情報の電子化現状

依然、紙媒体での浄化槽保守点検情報管理を行っている事業者も散見され、電子化への機器対応力、費用負担力の各企業における隔たりが懸念される。

前述の通り、データの作成方法は各事業者により異なり、浄化槽管理者名、浄化槽設置場所住所の入力内容、保守点検内容データにも統一性は無く、自治体が把握されている浄化槽設置届け出データとの差異が、かなりの割合で発生するものと懸念される。（データマッチングが容易ではない）